

7 営利企業等の従事

事例

A教諭は、夏季休業中に趣味である昆虫採集に出掛け、カブトムシやクワガタムシを約150匹採集した。そして、「きれいな個体ばかりです」などと書き込んでネットオークションに仮名で出品し、約5万5000円の収入を得た。市教委に匿名での通報があり発覚した。

A教諭は、以前も5回にわたり、採集した昆虫をネットオークションに出品し、約30万円の利益を得ていたことが、調査で分かった。

A教諭は、副業を禁じた地方公務員法（営利企業等の従事制限）違反に当たると県教委は判断した。

【A教諭の考え】

ネットオークションで、昆虫を売ることが法令に違反するとは思っていなかった。たくさん採集するのは楽しいが、自分で飼育するのは面倒だった。世の中には、カブトムシやクワガタムシが欲しい人もいるだろうと思った。前にも昆虫を売ってお金を得ることができたので、今回も仮名でネットオークションに出せば、ばれないだろうと思ってやってしまった。

【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

○どのような事案が、営利企業等に従事しているとみなされるか理解していますか。

○この事案を未然に防ぐために、管理職をはじめ、組織としてどのような対応が必要であったと思いますか。

○営利企業等の従事制限について、あなたはどのようなことを心掛けていこうと思いますか。

【営利企業等の従事制限についてのチェックシート】

営利企業への従事等の制限について、地方公務員法で定められていることを、理解しているか。	
兼職及び他の事業等への従事について、教育公務員特例法で定められていることを理解しているか。	
どのような事案が、営利企業等に従事しているとみなされるか理解しているか。	
教育公務員特例法で定められている「教育に関する他の事業若しくは事務」とは、どのような範囲なのか理解しているか。	
営利企業等への従事になるかもしれないと思うことがある場合には、必ず事前に管理職に相談や確認をするようにしているか。	

【その他の事例】

B教諭は、マンションやアパートなど30室を所有し、貸し出していた。地方公務員法では、任命権者（市町の県費負担教職員の場合は市町教育委員会）の許可なく営利企業を営んだり、報酬を得て事業に従事したりすることを禁じているが、B教諭は、許可なく不動産賃貸経営を行い地方公務員法に違反していた。

B教諭は「退職後の生活に備えるためだった。」と話していた。

職員Cは、自宅近くに借りた店舗で、週2日、主に週休日の午後8時からバーを営業し、ビールやカクテルなどの酒類等を販売した。当初は知人らに趣味のギターを聴かせるだけだったが、今年から1杯500円で酒類を提供し収入を得ていた。売り上げは、店舗の賃料や酒類の仕入れ代に充てていた。

職員Cは「自分の店を持つのが夢だった」と話していた。

初任者であるD教諭は、親しい知人から、「受験生のうちの子供に、週に一回でいいから勉強を教えてやってくれないか。」と依頼され、土曜日だけならいいだろうと思い、家庭教師を引き受けた。月に2万円、年間24万円の収入を得ていた。

D教諭は、「昨年までアルバイトで家庭教師をしていたので、困っている知り合いを助けたいと思い引き受けた。法令に違反するかもしれないことは分かっていたが、自宅は勤務地から遠いので、ばれないだろうと思った。自分の判断でやってしまった。」と話していた。

※参考

【栃木県教職員懲戒処分の基準】

3 倫理関係

(2) 金銭等の贈与又は無償による役務の提供

職務に関して利害関係を有する事業者等（以下「利害関係者」という。）から金銭、物品若しくは不動産（以下「金銭等」という。）の贈与を受け、又は無償で役務の提供を受けた教職員は、**免職、停職、減給又は戒告**とする。

【主な関連法規】

地方公務員法

(営利企業への従事等の制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

- 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

教育公務員特例法

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

- 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。